

木津川市建設工事の競争入札参加資格等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

木津川市長

河井規子



木津川市規則第18号

### 木津川市建設工事の競争入札参加資格等を定める規則の一部を改正する規則

木津川市建設工事の競争入札参加資格等を定める規則（平成19年木津川市規則第108号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者第10条第1項及び第2項中「第3号」を「第4号」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 木津川市建設工事の競争入札参加資格等を定める規則の一部改正新旧対照表

(新)	(旧)
第1条 (略)  (入札等に参加することができる者)	第1条 (略)  (入札等に参加することができる者)
第2条 入札等に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、この規則に定める手続により資格審査を受け、参加資格が認められたもの及びその者の参加資格を承継したもの (以下「参加資格者」という。) とする。者」という。) とする。  (1)・(2) (略)  <u>(3) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者</u>  <u>(4)～(9)</u> (略)	第2条 入札等に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、この規則に定める手続により資格審査を受け、参加資格が認められたもの及びその者の参加資格を承継したもの (以下「参加資格者」という。) とする。者」という。) とする。  (1)・(2) (略)
第3条～第9条 (略)  (参加資格の承継)	第3条～第9条 (略)  (参加資格の承継)
第10条 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合において、当該各号に掲げる者が、営業の同一性を失うことなく引き続き営業を行い、当該有資格業者が有していた参加資格を承継しようとするときは、第2条第1号から第4号までに掲げる者を	第10条 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合において、当該各号に掲げる者が、営業の同一性を失うことなく引き続き営業を行い、当該有資格業者が有していた参加資格を承継しようとするときは、第2条第1号から第3号までに掲げる者を

除き、その資格を承継させることができること。

(1)～(4) (略)

2 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該各号に掲げる者に、第2条第1号から第4号までに掲げる者を除き、当該有資格業者から承継する営業内容に対応する資格を決定してその資格を承継させることができる。

(1)～(6) (略)

3～5 (略)

第11条～第21条 (略)

除き、その資格を承継させることができること。

(1)～(4) (略)

2 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該各号に掲げる者に、第2条第1号から第3号までに掲げる者を除き、当該有資格業者から承継する営業内容に対応する資格を決定してその資格を承継させることができる。

(1)～(6) (略)

3～5 (略)

第11条～第21条 (略)